



## 気づいてください 親と子のSOSサイン 気づいたら189に電話を

虐待を受けている子どもやその親は、何らかのサインを出しています。周囲に気になる子育て家族がいたら、次のような様子がないか気に留めてみてください。

### 子どもの様子

- ・不自然な傷やあざがある
- ・いつも服装や身体が不潔
- ・食事時や夜間、寒い日でも家の外にいる
- ・夜遅くまで外で遊んでいて、家に帰りがたらない
- ・笑顔が少なく、喜怒哀楽の表情が乏しい
- ・性に対する極端な関心や拒否感が見られるなど



### 親(保護者)の様子

- ・近所や地域の中で孤立している
- ・頻繁に子どもを家に残して外出している
- ・子どもが病気やケガをしても医者に見せない
- ・子どもや家族への不満をよく口にしているなど



### 家庭の様子

- ・毎晩のように長時間子どもの泣き声が聞こえる
- ・親の怒鳴り声や物を投げつけるような音がある
- ・子どもがいるのに、姿を滅多に見ないなど



**児童虐待防止法により虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、市区町村や児童相談所などに通報することが義務付けられています。**

### 相談・通報するときは

子ども虐待に関する相談や通報をするときは、次のポイントをまとめておきましょう。

- 虐待またはその可能性があった日時
- 子ども・保護者の情報(氏名・年齢・性別・住所など)
- 虐待の恐れがあったと思った状況(誰が・どこで・どのように)

児童相談所  
全国共通ダイヤル  
☎189

- 平日  
すこやかセンター内福祉課
- 土曜・日曜および祝日  
(宿日直対応) 飛島村役場
- 24時間対応  
海部児童・障害者相談センター  
☎25-8118

### 相談・通報をためらっていませんか

- ・通報の際は、匿名でもかまいません。通報者のプライバシーは、守られます。
- ・ご近所なのでトラブルになっては困ると心配されることもありますが、身近な人からの通報が虐待防止には重要です。また通報者を特定できるような情報は漏らしません。
- ・虐待かどうかの判断は、連絡先の相談機関が行います。情報が間違いであっても罰せられることはありません。



### 通報した後は どうなるの？

相談・通報を受けたあとは、次のような対応を行います。

①情報の収集  
関連機関と連携し、子どもの状況を確認します。

②子どもの安全確保  
子どもの置かれた状況が危険と判断された場合は、必要に応じて一時保護などの措置をとります。

③保護や支援などの対応を判断  
在宅での指導・支援または施設での保護などの判断をします。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課